



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月23日(水) 号外(第3号)

■ 目 次

選挙管理委員会告示	ページ
○選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	2

ページ

2

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第143号

令和5年7月23日執行の群馬県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定した。

令和5年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

決 定 書

石川県金沢市額新保1丁目278番地(県営住宅80棟42号)

異議申出人 東外喜夫

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年7月24日に提起された公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第202条第1項の規定に基づく同月23日執行の群馬県知事選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件申出」という。)について、群馬県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件申出を却下する。

事案の概要

本件選挙は、群馬県知事が令和5年7月27日に任期満了を迎えることに伴い執行したものであり、同月6日にその選挙期日を告示し、同月23日に執行した。

本件申出は、申出人が令和5年7月24日に「群馬県知事選挙の事務執行及び当選の異議申立書」(以下「本件異議申出書」という。)を当委員会に提出したものであり、本件異議申出書の全体を見れば、本件選挙における選挙の効力に関し異議を申し出たものと解される。

なお、本件選挙における選挙会は令和5年7月25日に実施し、選挙会后、同日中に当選人の住所及び氏名を告示した。

異議申出人の主張の要旨

本件異議申出書の全体を見て判断すれば、申出人は本件選挙の無効を主張し、その理由とするところは次のとおりに要約されるものと解される。

申出人が、本件選挙に係る立候補届出書類の事前審査を令和5年7月3日に当委員会を受審し、同年2月10日が発行日である戸籍抄本を提出したところ、取得からおおむね3ヶ月を超えていることを理由として当該戸籍抄本が受理されなかった。当該戸籍抄本を受理しなかったことは、公職選挙法の事務を十分に理解せずに行われたもので、適法適正な事務から逸脱しており、申出人の立候補を著しく妨害する。

理 由

1 当委員会の判断

法第202条第1項は「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、(中略)文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる」と規定し、選挙の効力に関し異議を申し出ることができる者を、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者に限定している。

以上から、当委員会は、申出人が法第202条第1項にいう選挙人又は公職の候補者に該当するかを検討する。

2 選挙人への該当の有無について

(1) 法第202条第1項にいう選挙人とは、「選挙人として選挙権を有するを以て足り」るもの(大審院大正5年11月27日判決・民録22輯2143頁)とされる。選挙当時に当該選挙の選挙権を有する者であること

を要するものであり、他方、その当時選挙人であればその後引き続き選挙権を有する必要はなく、異議の申出の当時選挙権を失っていても選挙当時選挙人であった者は有効に異議の申出をすることができるものと解される。

群馬県知事選挙の選挙権について、法第9条第2項は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定し、同条第3項は「日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定する。

したがって、本件選挙に関して異議申出をすることができる選挙人であるためには、少なくとも、本件選挙時に群馬県内の市町村の区域内に住所を有していたことが必要である。

- (2) 当委員会が申出人の住民登録状況に関する調査を行ったところ、本件選挙の期間である令和5年7月6日から同月23日の間において、申出人が群馬県内の市町村の区域内に住所を有する事実は確認できなかった。
- (3) 以上から、申出人については、本件選挙時に群馬県内の市町村の区域内に住所を有しておらず本件選挙の選挙権を有していたと認められないことから、本件選挙に関し、法第202条第1項にいう選挙人とは認められない。

3 公職の候補者への該当の有無について

- (1) 群馬県知事選挙において公職の候補者になろうとする者は、「当該選挙の期日の公示又は告示があった日に、郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない」（法第86条の4第1項）とされている。
- (2) 当委員会では、令和5年6月26日から同年7月5日まで、立候補届出書及びその添付書類その他必要書類について事前審査を実施した。申出人については、令和5年7月3日に事前審査を実施した。このときに申出人から提出を受けた書類について、事前審査後、供託書の添付がないため再度の事前審査を受審してほしい旨、戸籍の個人事項証明書についてより最近に取得したものの提出が望ましい旨を伝達した上で、全て返却した。返却の際、立候補届出書等について、再度の審査や確認等の別段の対応をせずとも受理可能と思料される書類と、そうではない書類とを区別し、事前審査の進捗を記録しておくため、前者の書類は封筒に入れて封印して、後者の書類は封筒に入れずに、申出人に返却した。

なお、いずれの受審者に対しても、事前審査後に、封筒を活用して進捗を記録した上で立候補届出書等を返却し、選挙の期日の告示があった日に選挙長あて提出するよう案内した。これは、事前審査の目的が選挙の期日の告示があった日の立候補届出会場における選挙長の受付事務を容易ならしめることにあり、立候補の届出は、あくまで「当該選挙の期日の公示又は告示があった日」に選挙長あてに行わなければならないためである。

本件選挙は選挙の期日の告示を令和5年7月6日に行った。令和5年7月6日中に選挙長に届け出られた立候補届出書は全3通であり、その全てが受理された。これら受理された3通のほかに令和5年7月6日中に選挙長又は選挙長事務に従事する書記に到達した立候補届出書はなかった。令和5年7月6日中に申出人から選挙長又は選挙長事務に従事する書記に提出された書類もなかった。

- (3) 申出人は、本件選挙の期日の告示があった令和5年7月6日に選挙長あてに立候補を届け出ていないから、本件選挙における候補者ではない。また、申出人は、事前審査を受審しているといえども、令和5年7月6日に選挙長あて文書の提出すらないのであり、このような者を候補者と認めることもできない。よって、申出人については、本件選挙に関し、法第202条第1項にいう公職の候補者とは認められない。

4 結論

以上のとおり、申出人は選挙人でも公職の候補者でもなく、よって本件申出については法第202条第1項に不適法であるから、法第216条第1項により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

なお、念のために検討すれば、法第206条第1項の規定により当選の効力に関する異議の申出ができる者は「当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られ、その範囲は法第202条第1項と同様であると解される所、以上のとおり申出人は選挙人でも公職の候補者でもないから、本件申出は法第206条第1項に不適法である。さらに、本件申出は、当選決定より前に行われており、異議を申し出るべき当選決定がないに行われたという点においても、法第206条第1項に不適法である。したがって万一本件申出が同項の規定による当選の効力に関する異議の申出であったとしても、法第216条第1項により準用する行政不服審査法第45条第1項の規定による却下の決定を免れないから、上記判断を左右しない。

令和5年8月23日

群馬県選挙管理委員会
委員長 宮下 智満